

各厚生労働大臣認可

水道事業者
水道用水供給事業者

 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長
(公 印 省 略)

「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」の一部改正
における留意事項について

厚生労働省健康局長通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」（平成 15 年 10 月 10 日付け健発第 1010004 号厚生労働省健康局長通知。以下「局長通知」という。）については、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知「「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」の一部改正」（平成 31 年 3 月 29 日付け生食発 0329 第 7 号）をもってその一部が改正され、平成 31 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

これらの改正を踏まえ、下記のとおり、関係通知について必要な改正を行うこととしたので、貴職におかれましては、ご留意の上、遺漏なきようご対応願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第 1 関係通知の改正

- 1 厚生労働省健康局水道課長通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成 15 年 10 月 10 日付け健水発第 1010001 号）の一部改正について

別紙 1 新旧対照表のとおり改正したこと。主な改正事項は以下のとおりである。

- (1) 別添 4 に示す農薬類の検査方法別添方法 20 の 2 において、イプフェンカルバゾンも測定するものとしたこと。

なお、測定の際は、測定機器への吸着等による影響に留意し、適切に分析条件を設定すること。

- (2) 別添 4 に示す農薬類の検査方法別添方法 5 において、イプロジオンの代謝物である、N-(3, 5-ジクロロフェニル)-3-イソプロピル-2, 4-ジオキソイミダゾリジン-1-カルボキサミドも測定するものとしたこと。

- (3) 別添 4 に示す農薬類の検査方法別添方法 5 の 2 及び別添方法 20 の 2 において、オリサストロビンの代謝物である (5Z)-オリサストロビンも測定するものとしたこと。

- 2 厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知「水道水質管理計画の策定に当たっての留意事項について」（平成 4 年 12 月 21 日付け衛水第 270 号）の一部改正について別表第 5 に掲げる「要検討農薬類」及び別表第 6 に掲げる「その他農薬類」について、

別紙2新旧対照表のとおり改正したこと。主な改正事項は以下のとおりである。

- (1) 内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価に基づき、MCPB及びシペルメトリンの目標値を改正したこと。
- (2) 昨今の検出実態を踏まえて、イプフェンカルバゾンのを要検討農薬類に追加したこと。
- (3) 代謝物に関する知見を踏まえ、イプロジオンを要検討農薬類に追加したこと。また、代謝物であるN-(3,5-ジクロロフェニル)-3-イソプロピル-2,4-ジオキソイミダゾリジン-1-カルボキサミドの濃度を測定し、原体とその代謝物の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出することとしたこと。

第2 適用日

平成31年4月1日から適用すること。